

議案第32号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-7	住民窓口業務の取扱い					関係項目
調整方針	1 住民基本台帳の閲覧については、渋川市の例による。ただし、世帯単位ではなく、個人単位の閲覧とする。 2 印鑑登録事務については、合併時に渋川市の例による。					3 昼休みの窓口対応については、現行どおりとし、夜間窓口及び休日窓口については、渋川市の例による。	
現 況							調整理由・課題
1 住民基本台帳事務							1【調整理由】 ・ 閲覧台帳には、世帯等必要以上の情報を載せるのは好ましくなく、個人単位の調整することが望ましいため。 【課題】 ・ 渋川市、伊香保町、赤城村、北橋村では負担増となるが、一般住民への影響は少ないと思われる。  2【調整理由】 ・ 渋川市以外は300円であるが、住民負担を考慮し、渋川市の例により200円とする。 【課題】 ・ 平成14年度実績で144,200円の収入減となる。  3【調整理由】 ・ 現在も全ての市町村で昼休みの窓口対応を行っているので、引き続き対応することとする。 ・ 夜間窓口及び休日窓口については、渋川市の例による。
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)住民基本台帳の閲覧	・ 1世帯300円 ・ 火曜日～金曜日閲覧可 (3・4月の繁忙期を除く) ・ 予約制	・ 1件300円 ・ 1人を1件とする。2件以上にわたる場合は、1件増す毎に50円を加える。 ・ 月曜日～金曜日閲覧可 ・ 予約制	・ 1件300円 ・ 月曜日～金曜日閲覧可 ・ 予約制	・ 1件300円 ・ 月曜日～金曜日閲覧可 ・ 予約制	・ 30分300円 ・ 月曜日～金曜日閲覧可 ・ 閲覧作業1名 ・ 予約制	・ 30分300円 ・ 月曜日～金曜日閲覧可 ・ 予約制	
2 印鑑登録事務							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)印鑑登録証	・ 印鑑登録証交付・再交付 1件 200円 ・ プラスチック製	・ 印鑑登録証交付・再交付 1件 300円 ・ プラスチック製	・ 印鑑登録証交付・再交付 1件 300円 ・ ビニール製	・ 印鑑登録証交付・再交付 1件 300円 ・ ビニール製	・ 印鑑登録証交付・再交付 1件 300円 ・ プラスチック製	・ 印鑑登録証交付・再交付 1件 300円 ・ ビニール製	
3 窓口対応							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)昼休窓口対応	・ 時間：12:00～13:00 ・ 住基戸籍担当： 当番職員2名 ・ 国保担当： 当番職員1名	・ 時間：12:00～13:00 ・ 住基戸籍、年金、国保担当、 税務証明、納税： 当番職員1名	・ 時間：12:00～13:00 ・ 住基戸籍、年金、国保担当： 臨機応変に対応	・ 時間：12:00～13:00 ・ 住基戸籍：当番職員1名 ・ 国保：当番職員1名	・ 時間：12:00～13:00 ・ 住基戸籍、年金、国保担当： 当番職員1名	・ 時間：12:00～13:00 ・ 住基戸籍担当： 当番職員1名 ・ 年金・国保担当： 当番職員1名	
(2)夜間窓口対応	・ 金曜日 17:15～19:00 ・ 住基等の証明書類の発行	未対応	未対応	未対応	未対応	未対応	
(3)休日窓口対応	・ 3月末日曜日及び4月第1日曜日	未対応	未対応	未対応	未対応	未対応	

協議項目	24-7 住民窓口業務の取扱い	関係項目	
現		況	
		調整理由・課題	
<p>【関係法令】</p> <p>住民基本台帳法(抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。</p> <p>(市町村長等の責務)</p> <p>第3条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。</p> <p>3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならない。</p> <p>4 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的な人権を尊重するよう努めなければならない。</p>		<p>戸籍法(抜粋)</p> <p>第1条 戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する。</p> <p>2 前項の事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。</p> <p>第6条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子どもに、これを編製する。ただし、日本人でない者(以下「外国人」という。)と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子どもに、これを編製する。</p>	
<p>5 先進地事例</p>			
<p>神流町</p> <p>1 住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録や戸籍事務などいわゆる住民窓口業務に関しては、本庁舎、支所の事務執行体制に合わせてシステムの統合を検討する。検討するにあたっては、住民サービスの低下にならないように配慮する。</p> <p>2 土・日・祝日や昼休みの対応について、本庁舎における対応は万場町の仕組みを引き継ぐ。支所における事務執行体制に合わせて検討する。</p>	<p>さいたま市</p> <p>1 市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。</p> <p>2 既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。</p>	<p>南アルプス市</p> <p>サービス水準の低下とならないよう、窓口業務の取扱い時間の延長を継続し、合併後は、カード制の統一実施と従来からの窓口対応の併用方式とする。</p>	
<p>かほく市</p> <p>窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努める。</p>	<p>東かがわ市</p> <p>1 電話による証明書等の時間外交付については、引き続き実施し、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>2 夜間役場の取扱いについては、新市において調整する。</p>	<p>あきるの市</p> <p>住民サービスの低下を招かないよう、調整に努める。</p>	